

橋本市規則第 51 号

橋本市職員宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公
布する。

令和 7 年 12 月 15 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

橋本市職員宿日直手当支給規則(平成18年橋本市規則第57号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(手当の額)	(手当の額)
第2条 橋本市役所の当直に関する規程(平成18年橋本市訓令第29号)により当直した職員に対する宿日直手当は、次の区分による。	第2条 橋本市役所の当直に関する規程(平成18年橋本市訓令第29号)により当直した職員に対する宿日直手当は、次の区分による。
(1) 宿直 1回につき <u>4,700円</u>	(1) 宿直 1回につき <u>4,400円</u>
(2) 日直 <u>1回につき 4,700円</u>	(2) 日直 同 <u>4,400円</u>
2 略	2 略
第3条 橋本市民病院宿日直規程(平成18年橋本市病院管理規程第15号)により当直した職員に対する宿日直手当は、次の区分による。	第3条 橋本市民病院宿日直規程(平成18年橋本市病院管理規程第15号)により当直した職員に対する宿日直手当は、次の区分による。
(1) 宿直 医師 1回につき <u>22,500円</u> 医師以外の医療従事職員 1回につき <u>7,700円</u> 看護部管理当直職員 1回につき <u>6,400円</u> その他の職員 1回につき <u>4,700円</u>	(1) 宿直 医師 1回につき <u>21,000円</u> 医師以外の医療従事職員 1回につき <u>7,400円</u> 看護部管理当直職員 1回につき <u>6,100円</u> その他の職員 1回につき <u>4,400円</u>
(2) 日直 医師 1回につき <u>22,500円</u> 医師以外の医療従事職員 1回につき <u>7,700円</u> 看護部管理当直職員 1回につき <u>6,400円</u> その他の職員 1回につき <u>4,700円</u>	(2) 日直 医師 1回につき <u>21,000円</u> 医師以外の医療従事職員 1回につき <u>7,400円</u> 看護部管理当直職員 1回につき <u>6,100円</u> その他の職員 1回につき <u>4,400円</u>
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。